

# 5. 優遇制度

電車通勤をしていますが、負担が大きいです。  
何か割引制度などありますか。



児童扶養手当を受けている世帯に属する方は、JR通勤定期の割引があります。

また、他にもひとり親家庭への優遇制度がありますので、あわせて詳しくみていきましょう！

## (1) 公共施設内への売店等の設置、たばこ小売業の許可



母子家庭の母や寡婦、または母子・父子福祉団体が、公共施設内に売店や食堂などを設置したい場合に、優先して設置できる場合があります。

また、製造たばこの小売店を開業したい場合、優先的に許可されることになっています。申請にあたって必要な母子世帯や寡婦の証明書は、県保健福祉事務所または市福祉事務所でお渡しします。

◆問い合わせ先 P33 ①②へ

## (2) 税の軽減



ひとり親あるいは寡婦の方で一定の要件に該当する場合は、ひとり親控除あるいは寡婦控除を受けることができます。

ひとり親控除・寡婦控除とは、所得税や住民税を計算する際に課税される所得金額から差し引かれる所得控除の一つです。確定申告や年末調整で手続きができます。

また、未婚のひとり親家庭の母又は父を対象に、保育料の軽減や高等職業訓練促進給付金等の支給額の算定等において、ひとり親控除のみなし適用が実施される場合があります。詳しくは、各事業の担当窓口へお尋ねください。

## (3) JR通勤定期の割引



児童扶養手当を受けている世帯に属する方が通勤にJRを利用している場合は、通勤定期乗車券を3割引きで購入できます。ただし、他の割引との併用はできません。

購入手続きは、児童扶養手当証書、印鑑、本人の写真(上半身4×3cm)を持参し、市町窓口で「資格証明書」と「購入証明書」の発行を受けて、購入する駅に提出してください。

◆問い合わせ先 P33 ②③へ